

## 綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等により大きな影響を受け、香川県制度融資を利用し、新たに運転資金融資を受けた中小企業者等の経営を支援するため実施する、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「利子補給金」とは、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給事業として綾川町(以下「町」という。)によって交付されるものをいう。

2 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する者をいい、小・中規模の会社、事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、医業を主たる事業とする法人、NPO法人等が該当する。

### (交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす中小企業者等とする。

- (1) 会社又は会社以外の法人等にあつては、町内に事業所があり、町において法人町民税の申告があること。個人事業主にあつては、町内に住所を有し、所得税の確定申告をしていること。
- (2) 町税を完納していること。

### (対象融資)

第4条 利子補給金の対象となる融資は、香川県制度融資を活用した「経済変動対策融資(原油価格・物価高騰等対応分)」とする。

- 2 利子補給金の対象となる融資金額の上限は、1事業者につき80,000千円とし、資金使途は運転資金(設備資金を除く。)とする。
- 3 香川県信用保証協会へ保証申し込みをしたもので、令和4年7月11日から令和4年12月31日までに融資実行されたものを対象とする。

### (利子補給金の額及び期間)

第5条 利子補給金の額は、金融機関の定める償還方法に基づき払い込む利子(延滞利息、保証料、手数料等は含まない。)相当額とし、融資実行日から3年間とする。ただし、1年間の利子補給金の上限を20万円とする。

- 2 算定期間は当該年度の初日の属する年の1月1日から6月30日の期間と、7月1日から12月31日までの期間とする。ただし初年度については、融資実行日から12月31日までとする。

### (交付申請及び請求)

第6条 利子補給金の交付を受けようとするものは、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、当該算定期間が1月1日から6月30日までのものについては7月末まで、7月1日から12月31日までのものについては翌年1月末までに、町長に提出しなければならない。ただし、次の1号から4号に掲げる書類については、過去に交付申請で添えており、内容に変更がない場合は、この限りではない。

- (1) 当該融資に係る契約書の写し等であつて、融資実行機関、融資実行日、融資を受けた使途

及び融資金額が記載された書類

- (2) 前号の償還明細
- (3) 融資制度名がわかるもの(前各号の書類で足りる場合は不要)
- (4) 町内事業者等であることが確認できるもの(個人事業者においては確定申告書等。法人においては履歴事項全部証明書や法人町民税の申告書等)
- (5) 算定期間の返済が確認できる資料(通帳に記載される返済履歴の写し等)
- (6) 納税等状況調査同意書(様式第2号)

(利子補給金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る事項を審査し、利子補給を行うことが適当であると認めたときは、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 当該審査により、給付金の支給が不適となった場合は、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金不交付決定通知書(様式第4号)を申請者に通知する。

(利子補給金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けたものは、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金請求書(様式第5号)により、町長に請求するものとする。

(利子補給金の交付)

第9条 町長は、前条の請求書を受理したときは、記載の金融機関の口座へ、当該利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の打切り及び返還等)

第10条 町長は、利子補給金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金を打切り、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類の偽造その他不正な手段により、利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) その他町長が不相当と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

## 綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金交付申請書

綾川町長 様

年 月 日

綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

申 請 人	本店所在地 (個人の場合は住所)				
	事業所住所				
	氏名 (法人の場合) 事業所の名称 代表者		従 業 員	常時雇用	人
				臨時雇用	人
	屋号・施設名				
	電話番号		業 種		
資金使途	運転資金	制 度 名	香川県制度融資 「経済変動対策融資(原油 価格・物価高騰等対応分)」		
借入金額	千円	年 利 率	%		
借入期間	自	年 月 日	至	年 月 日	
借入金融機関	銀行		支店		

(裏面につづく)

	返 済 日			元 金	利 息	元 利 金 合 計
	年	月	日			
返 済 内 容				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
		合 計			円	円

綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金交付申請額 円

※①提出書類

1. 融資に係る契約書の写し
2. 償還明細
3. 制度名がわかる書類（上記の書類で足りる場合は不要）
4. 町内事業者であることが確認できるもの
5. 算定期間の返済が確認できる資料（通帳の写しなど）
6. 納税等状況調査同意書（様式第2号）
7. 請求書（様式第5号）

上記1～4で過去に交付申請で添えており、内容に変更がない場合は、1～4は不要。

※②返済日は1月1日～6月30日までの間、もしくは7月1日～12月31日までの間の内容を記載してください。ただし、返済日が月末で、月末が休日等の理由で返済が翌月になる場合は、その返済については上記期間に含めて記載してください。

## 納税等状況調査同意書

年 月 日

綾川町長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名  
及び代表者名

（署名または記名押印してください）

私は、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金の交付申請に必要な町税等の私の納付状況について、調査されることに同意します。

〔納税等状況調査結果記載欄〕

※下の欄は記入しないでください。

名 称	滞 納 の 有 無 等	備 考
個人町民税	有 ・ 無 ・ 該当なし	特別徴収含む
法人町民税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
固定資産税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
軽自動車税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
国民健康保険税	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	有 ・ 無 ・ 該当なし	
	有 ・ 無 ・ 該当なし	
(備考)		

第 年 月 日 号

様

綾川町長

綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金については、下記のとおり支給することに決定したので、通知します。

記

利子補給金決定額 \_\_\_\_\_ 円

様

綾川町長

綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、通知します。

記

（不交付とした理由）

--

# 請 求 書

年 月 日

綾川町長 様

住 所

法人名及び  
代表者氏名  
(または氏名)

印

請求金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

ただし、綾川町中小企業者等物価高騰等対応資金利子補給金として

支払の方法	口座振替払 <input checked="" type="checkbox"/>	銀行・農協 信用金庫 (支)店									
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号						
		(フリガナ)									
		口座名義									

- 1 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
- 2 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人に限ります。
- 3 預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。